

## 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

「認可定員」とは

教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）や地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいいます。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については洲本市が、それぞれ認可を行うこととなります。（現在、洲本市に地域型保育事業はありません。）

「利用定員」とは

認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って教育及び保育を提供する施設・事業者であるかどうかを「確認」する際に、認可定員の範囲内で設定する定員のことをいいます。

市から「確認」を受けた特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所は、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付・地域型保育給付の対象となります。

本市が「利用定員」を設定するにあたっては、子ども・子育て支援法第三十一条の規定に基づき（下記参照）、子ども・子育て会議で意見聴取を行うものとされています。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

以下の施設は、幼保連携型認定こども園の移行に向け兵庫県へ認可申請を行っています。

(なお、施設種別の変更による認可・認定に伴う利用定員の協議は、利用定員の変更協議ではなく、新規の利用定員の協議にあたります。)

つきましては、認可後、洲本市が確認を行う際に設定する利用定員の案について、当会議で意見聴取を行うものです。

【平成 29 年 4 月 1 日付けで保育所から、幼保連携型認定こども園へ移行する施設に係る利用定員の設定 (案)】

申請施設		利用定員 (変更前)				利用定員 (変更後)				
施設種別	名称	1号	2号	3号	合計	1号	2号	3号	合計	増減
幼保連携型認定こども園	洲本こども園	0	109	37	146	15	90	48	153	+7
幼保連携型認定こども園	おおの	0	45	15	60	10	51	19	80	+20

【特定教育・保育施設の利用定員数】

(単位：人)

区 分	1号	2号	3号	合計
変更前	185	671	340	1,196
変更後	185	658	355	1,198
増 減	0	-13	+15	+2